

狛江市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の 人件費率
令和 6年度	人 82,048	千円 36,365,706	千円 1,165,801	千円 5,204,229	% 14.3	% 14.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 427	千円 1,573,906	千円 513,385	千円 787,226	千円 2,874,517	千円 6,732	千円 6,391

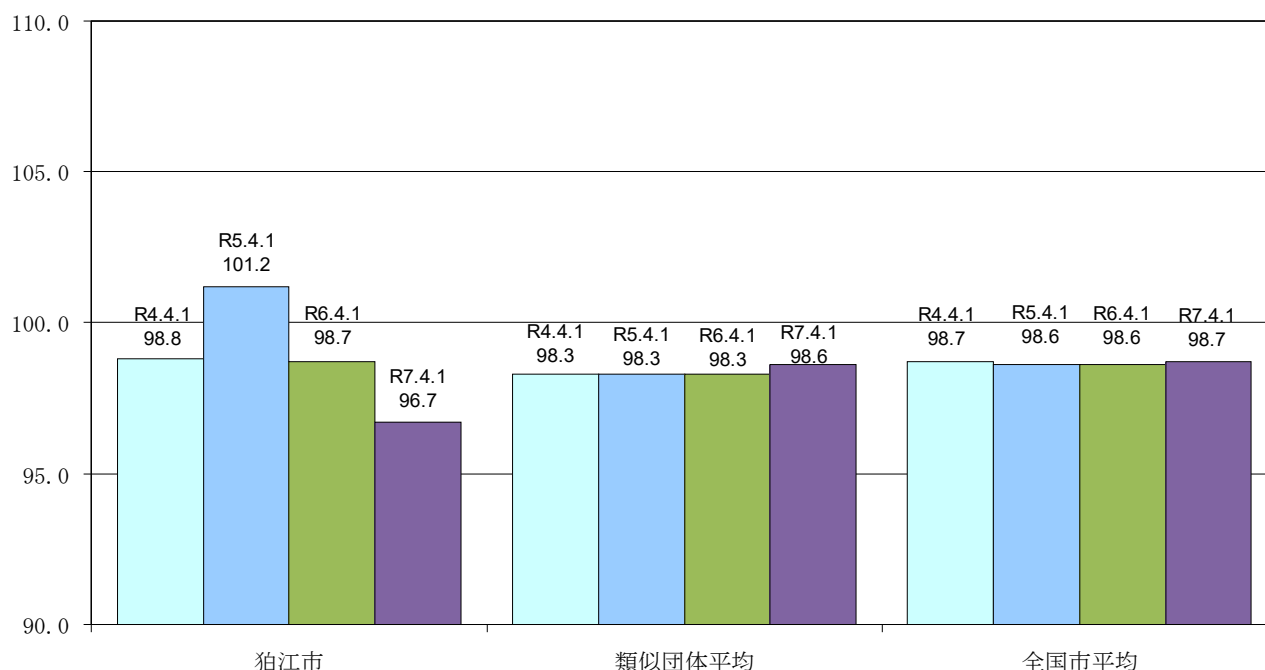
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

各年4月1日現在



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和 7年度	円 432,157	円 418,577	円 13,580 (3.24%)	% 3.4	% 3.4	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和 7年度	月 4.90	月 4.85	月 0.05	月 0.05	月 4.90	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むこととされている。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 令和8年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、4級の初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上昇を実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の上昇の解消は実施していない。)

② 地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準16%に対し、狛江市においても16%を支給。
 (実施時期) 平成28年4月1日より実施。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	16%	16%	16%
狛江市の支給割合	16%	16%	16%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
狛江市	42.2 歳	334,382 円	450,276 円	414,431 円
東京都	42.3 歳	325,837 円	470,901 円	409,944 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.7 歳	323,640 円	410,439 円	373,596 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間		参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
狛江市	56.0 歳	18 人	330,056 円	393,317 円	387,383 円	—	—	—	—
東京都	50.3 歳	1,189 人	289,995 円	391,360 円	357,218 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	52.8 歳	15 人	324,186 円	382,285 円	358,506 円	—	—	—	—

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		狛江市	東京都	国
一般行政職	大学卒	225,500 円	225,500 円	一般職 220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	185,400 円	185,400 円	—

（注） この初任給のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当等が支給される。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	274,088 円	377,867 円	354,836 円	405,200 円
	高校卒	(244,500) 円	(287,100) 円	(307,500) 円	(318,200) 円
技能労務職	高校卒	(229,900) 円	(265,100) 円	(282,200) 円	353,800 円

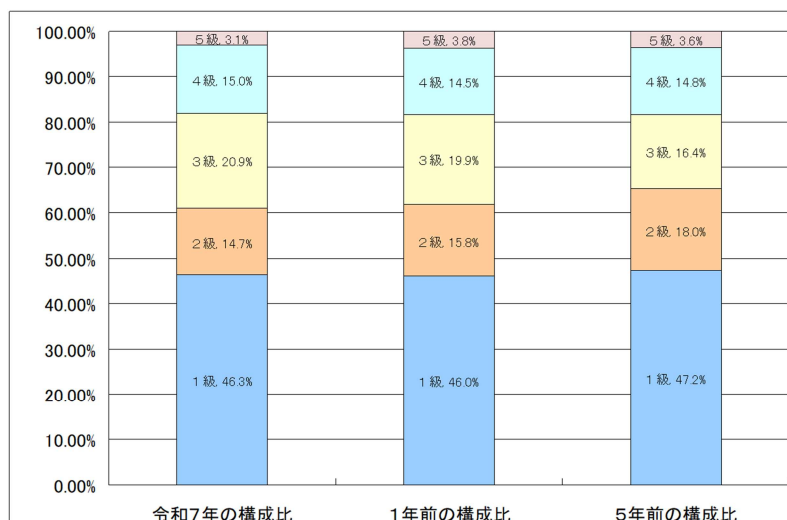
（注） 一般行政職（高校卒）及び技能労務職（経験年数 10 年、20 年、25 年）の給料月額は、標準モデルである。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

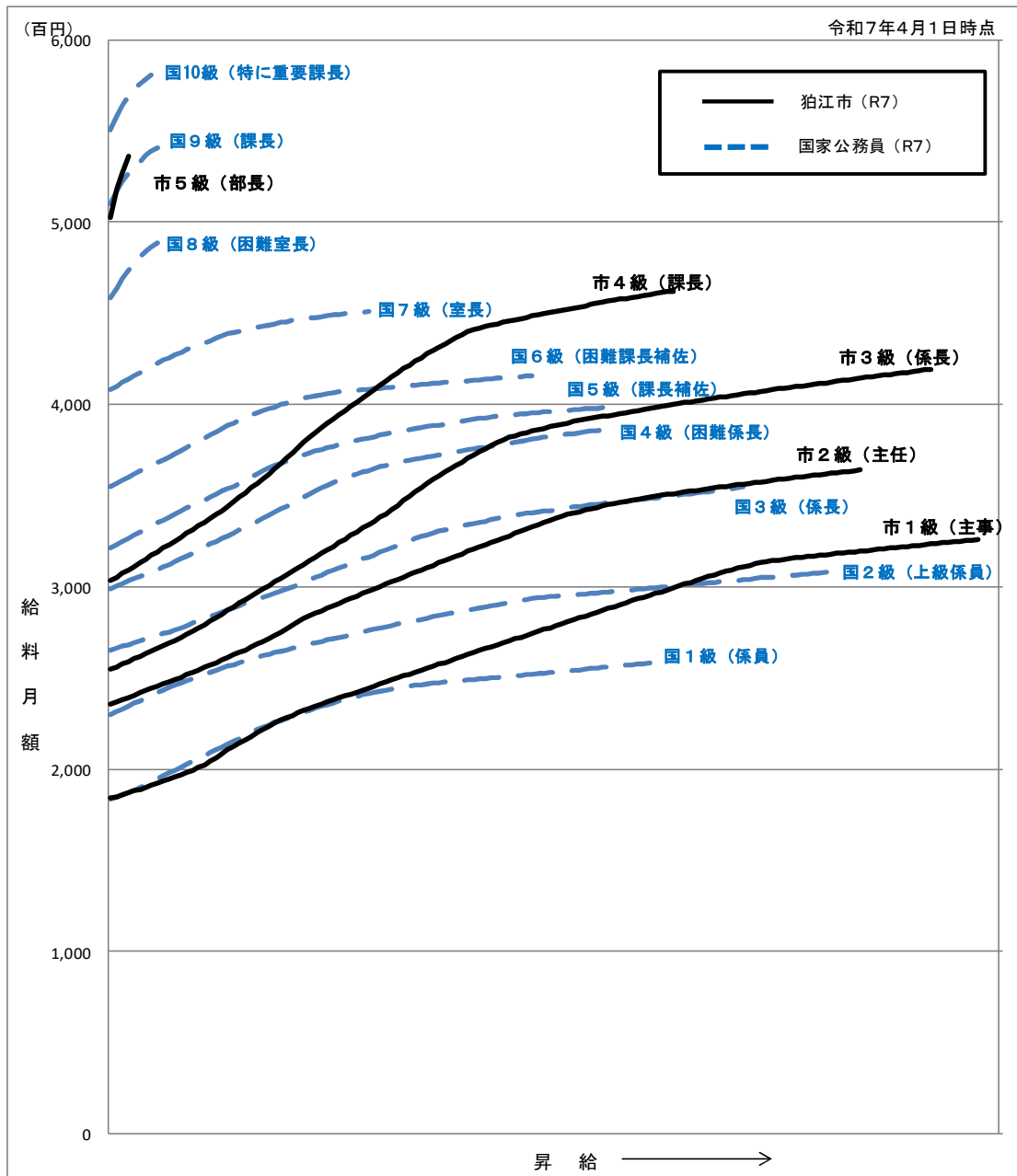
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号給の給料月額
5級	部長又はこれに相当する職務	10 人	3.1%	502,700 円	535,900 円
4級	1課長又はこれに相当する職務 2課長補佐又はこれに相当する職務	48 人	15.0%	303,400 円	462,200 円
3級	係長又はこれに相当する職務	67 人	20.9%	254,800 円	419,300 円
2級	主任の職務	47 人	14.7%	235,800 円	364,100 円
1級	主事の職務	148 人	46.3%	184,100 円	325,800 円

（注） 1 狛江市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である（再任用職員除く）。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（狛江市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
□ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

狛江市	東京都	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,844 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 2,053 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.35 月分 (1.15) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.35 月分 (1.15) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（狛江市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

狛江市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.00月分	23.00月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	43.00月分	43.00月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額	4,897千円	18,270千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		277,083千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		649千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
狛江市	16.0%	全職員	16.0%

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		243千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		15,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		3.70%		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（6年度決算）	左記職員に対する支給単価
訪問・指導等従事手当	訪問・指導等に 従事する職員	・生活保護に係る現業の業務 ・精神保健指導のための家庭訪問	243千円	日額200円
感染症防疫作業従事手当	感染症防疫作業に 従事する職員	・感染症患者の救護、移送 ・感染症病原体の付着した 物件の処理作業	0円	日額3,000円
行旅病人及び行旅死亡人 処置業務従事手当	行旅病人及び行旅死亡人 処置業務に従事する職員	・行旅病人の救護 ・行旅死亡人の取扱い	0円	1件当たり3,000円
河川等の応急作業従事手当	河川等の応急作業に 従事する職員	・水害時の応急作業	0円	1日当たり1,080円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	120,318千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	282千円
支給実績（令和5年度決算）	109,717千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	269千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（各年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当 (部長級には不支給)	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方 3,000円(課長及び課長補佐級には支給されない) 子 11,500円(子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は15,500円) 父母等 6,000円(課長及び課長補佐級は3,000円)	異なる	支給額	30,796 千円	193,686 円
住居手当	①世帯主 又はこれに準ずる者 ②満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ③自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている者 上記の全てに該当する者 15,000円	異なる	支給要件 支給額	7,861 千円	148,321 円
通勤手当	交通機関利用者 月額55,000円まで 交通用具利用者 通勤距離に応じて支給	異なる	交通用具 利用者の 支給額	38,763 千円	111,069 円
管理職手当	部長 103,000円 理事 91,000円 課長 76,000円 主幹 71,000円 課長補佐 62,000円	異なる	支給額	57,986 千円	816,704 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市 長 副 市 長	920,000 円 793,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
			1,120,000 円 / 510,000 円 934,000 円 / 614,600 円	
報酬	議 長	560,000 円	757,000 円 / 400,000 円	
	副 議 長	501,000 円	670,000 円 / 326,000 円	
	議 員	476,000 円	606,000 円 / 303,000 円	
期末手当	市 長	(令和6年度支給割合)		
	副 市 長	4.85 月分		
	議 長	(令和6年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	4.85 月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	給料月額 × 在職年数 × 400/100	14,720,000	任期ごと
	副 市 長	給料月額 × 在職年数 × 300/100	9,516,000	任期ごと

- (注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。
2 特別職の報酬等の額は、学識経験者等で構成される「狛江市特別職報酬等審議会」の答申に基づき条例で定められている。

6 職員数の状況

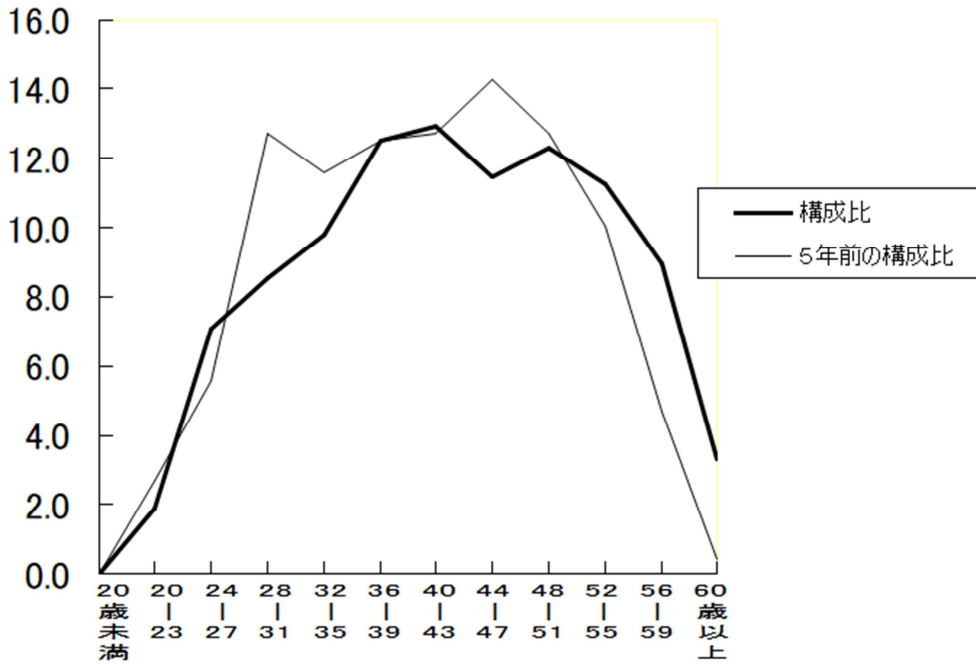
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	7	1	休職対応による増
		総務	96	96	0	
		税務	32	35	3	休職対応による増
		民生	167	174	7	休職対応、欠員補充による増
		衛生	25	26	1	休職対応による増
		農林水産	1	1	0	
		商工	6	7	1	休職対応による増
		土木	47	50	3	欠員補充、組織改正による増
		計	380	396	16	<参考> 人口1万当たり職員数48.26人 (類似団体の人口1万当たり職員数52.48人)
	教育部門	47	47	0		
	小計	427	443	16	<参考> 人口1万当たり職員数53.99人 (類似団体の人口1万当たり職員数65.90人)	
公営 会企業 部等 部門	下水道	9	10	1	休職対応による増	
	その他	27	27	0		
	小計	36	37	1		
合計		463	480	17	<参考> 人口1万当たり職員数58.50人	
		[615]	[615]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	34人	41人	47人	60人	62人	55人	59人	54人	43人	16人	480人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門	年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)	
	一般行政		368	369	359	361	380	396	28
教育		46	41	45	47	47	47	1	(2.2%)
普通会計		414	410	404	408	427	443	29	(7.0%)
公営企業等会計		34	34	34	34	36	37	3	(8.8%)
総合計		440	448	444	442	463	480	40	(9.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。